日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 02. 05

No.14-012

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

「フォローアップ見解」は
実質「第二次勧告」
そして、
勧告が実施されるまで何度も出される

国際労働機関（ILO）により
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO勧告の意義についてシリーズ７

この号からは、2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」を受けての牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」に沿って、要点を紹介していきます

写真：牛久保弁護士 12 月 26 日原告団と

ILO 第 319 回理事会は、日本航空整理解雇事件に関する ILO 申し立て事件に関して、既に公表されている勧告の効果状況を検証するフォローアップ手続きを実施して、見解を公表した。

「勧告」の効果状況を検証する「フォローアップ見解」は「勧告」と同様に重視される

ILO は、制定された条約について、条約の実施状況を調査して審査する監視機構の役割を有している。

あわせて、ILO は、一度公表した是正勧告についても、その是正勧告の実施状況を監視し、随時状況に合わせた解決要請の内容を組み込んで、見解表明を行っている。

その見解は、政府への要請が組み込まれているという事で、わが国では、勧告と同様に重視されて、その見解は、2 次勧告、3 次勧告と評価されてきている。その手続きがフォローアップである。

フォローアップによる今回の ILO 見解は、5 項目で構成されている
(62～66 項)

「ILO フォローアップ手続きの監視機構としての見解表明」62 項～66 項

事件番号 2844（日本）より

62.「委員会は、日本航空インターナショナルによる労働者の解雇が労働組合員に対する差別であるとした申し立てに関するこの案件を 2012 年 6 月に検討をしている

（第 364 結社の自由委員会報告パラグラフ 594-649 参照）。

その際、委員会は以下のように勧告を行った。

先ずは、フォローアップの対象である
「第一次勧告」(2012.6.15)の内容を再確認

649

(a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。

(b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

(c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。

(d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

62 項は、日本航空案件に関しての、2012 年 6 月 15 日の ILO 勧告を再度明らかにし、その内容を確認している。

この勧告は、b・d 項で、裁判事件判決の送付を求めるとともに、

a 項で、リストラが行われる過程では、十分な交渉が実現する為に、労働組合と労働者の代表の活動を保障する措置を政府に求めている。

重要な内容は、c 項で、リストラの悪影響を最小限とするように、十分な労使協議を求め、更に、これからの措置として、政府に原則の実施の保障を求めている。

「日航整理解雇事件がフォローアップの対象」であることが明らかにされたことに意義

ILO のフォローアップ手続きは、この勧告が実施されているかどうか監視する立場からなされ、この勧告が実施されるまで、ILO 事務局のいう「again and again」何度も見解表明がなされていくことになる。

今回の見解表明は、まず日本航空案件が、通常のフォローアップ手続きの対象であることが、ILO から明らかにされたことに意義があることになる。

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

次号は

63 項「ILO は、組合からの報告をどう受け止めたか」を紹介します

【2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」へのリンク】

【牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」へのリンク】

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より